

石見地域スポーツ・文化等合宿支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石見観光振興協議会（以下「協議会」という。）が、石見地域スポーツ・文化等合宿支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 石見地域において合宿を行う団体に対して、補助金を交付することにより、石見地域への誘客を促進するとともに、観光産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 共同で宿泊施設に宿泊し、スポーツ活動や文化活動の練習、研修を行うことをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条1項に基づく施設をいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次条に掲げる合宿を行う団体とする。ただし、緊急事態宣言が発令されている都道府県、まん延防止等重点措置が適用されている地域又は自治体による外出自粛要請が発出されている地域に所在する団体は対象外とする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象事業は、次の要件を全て満たす合宿とする。

- (1) 石見地域内の宿泊施設に2泊以上すること。ただし、石見地域内に所在する団体については、所在地以外の市町での宿泊に限る。
 - (2) 1泊あたり、宿泊者数が9名以上であること。
 - (3) 令和3年7月1日以降に出発し、令和4年3月22日までに帰着すること。
 - (4) 対象事業が、島根県、公益社団法人島根県観光連盟又は石見観光振興協議会が実施する他の補助金を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。
- (1) 政治的活動を目的とする事業
 - (2) 宗教的活動を目的とする事業
 - (3) 営利を目的とする事業
 - (4) 公式試合等、大会に参加することを主目的とした事業
 - (5) その他会長が適当でないと認めた事業

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1人1泊あたり1,000円とする。ただし1合宿あたり20万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付し協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 合宿等計画書
- (2) 宿泊者名簿
- (3) 収支予算書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付を決定し補助事業者へ通知する。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請)

第9条 補助事業者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から14日を経過した日又は補助金交付決定のあった年度の3月28日までのいずれか早い日に以下の書類を添付し補助金実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等実績書
- (2) 宿泊者名簿
- (3) 収支決算書
- (4) 施設等が発行する宿泊証明書(様式第6号)又は領収書
- (5) 誓約書(様式第7号)
- (6) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金の支払は精算払とする。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。また、保健所からの調査、指導等があった場合には、全面的に協力すること。

2 この要綱に定めるもののほかは、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。